

◆（山本由美子議員） ただいま、議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、学校給食費の公会計化について、お伺いをいたします。

学校給食の会計処理については、市の歳入歳出予算として管理する公会計方式と、学校や給食センターなどが独自に管理する私会計方式の2つの方式が採用されています。どちらを採用するかは判断は、その実情に応じて、各地方自治体に委ねられ、本市におきましては、後者の私会計方式がとられており、全国自治体の約60%がこの私会計方式を採用しております。

平成28年度に文部科学省が実施した、学校給食費の徴収状況に関する調査の中で、学校給食費を未納している保護者の対応として督促を行っている者は、校長20.3%、教頭41%、学級担任46%であるなど、教員の業務負担となっている様子がうかがえます。また、平成28年度に、公立小・中学校の教員を対象に実施した教員勤務実態調査では、教員の1週間当たりの学内勤務時間が、小学校で57時間29分、中学校で63時間20分に達していることが明らかになっています。

このような状況を踏まえ、令和元年7月31日、文部科学省からの通知、「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」の中で、教員の負担が指摘されている給食費など、学校の徴収金について、学校、教師の本来の業務ではなく、地方公共団体が担っていくべきとの、ことし1月の中央教育審議会の答申を紹介し、地方自治体が徴収・管理を行う公会計化を推進するよう、求めています。また、公立学校における学校給食費の徴収・管理にかかる教員の業務負担を軽減することなどを目的とした、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成し、公表もされております。

まず、本市における学校給食費の徴収方法と徴収状況について、お伺いをいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 教育部長、お答えを申し上げます。

学校給食費の徴収方法につきましては、現在、学校を通じて、各保護者に給食費をお知らせし、学校で徴収を行っていただいたものを給食会計に入金いただいている状況でございます。収納状況等につきましては、平成30年度の状況といたしまして、調定に想定する額が2億3,759万1,205円となっております。収納額が2億3,486万1,475円となっております。収納率にいたしますと、98.9%となっております。

本年7月現在までには、未納分につきましても、引き続き学校を通じて徴収に努めていただいているところがございます。現在未納となっているのは、10校となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 状況を聞かせていただきました。18校中10校が未納ということで、聞かせていただいたんですけども、未納の主な原因と、未納が発生したときには、どのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 未納の主な原因といたしましては、それぞれの御家庭の経済的な理由により支払いが滞ること、そしてまた、一時的ではありますが、口座振替によります預金残高不足等により口座振替ができなかったことが原因であると考えております。

そしてまた、未納時の対応といたしましては、各学校の担任の先生や事務職員の方々などが、まずは電話など、そしてまた文書などによりまして、連絡や督促をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、部長のほうから、未納の主な原因について、御説明いただいたのですが、先ほども紹介させていただきました、学校給食費の徴収状況に関する調査の中で、未納の主な原因といたしましては、経済的な問題が18.9%に対して、払えるのに払わないという規範意識の問題が68.5%と最も高い数値となっております。また、学校側と滞納者の間でトラブルになることも報告されておまして、学校給食費の徴収業務を、負担に感じている小学校の教員は64.2%に上っているということで、教員の心理的負担は決して小さくないと考えられます。未納者に対して、徴収方法として工夫されていることがありましたら、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 未納分の徴収につきましては、学校で対応いただいているというのが現状でございます。できるだけ早期に対応いただくことで、徴収の早期化に努めていただいております。担任の先生などが、それぞれの御家庭の状況も把握する中で、適切に、そしてまた丁寧に対応いただいていると考えております。それぞれの状況に応じて、支援制度なども勧めていただいたりすることで、適正に対応できているのではないかなと考えております。

そしてまた、学校給食センターからは、それぞれの御家庭に給食だよりなどを配布しまして、保護者へも周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） それぞれの徴収方法について、聞かせていただきましたけれども、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者からの申し出を条件に、児童手当からの徴収が認められております。未納の保護者への対応として、児童手当から給食費を徴収する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 現在の給食費の徴収方法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、学校を通じて徴収させていただいているところでございます。今、議員のほうから御指摘がございました、児童手当から徴収するということになりますと、徴収方法が異

なる児童が発生してしまい、混乱することも予想されますので、今回、先ほど冒頭にも御指摘のありました、公会計化に向けて検討を進める中で、この方法についても合わせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、お願いいたします。

実際にこの児童手当から引き落としを、されているところがありまして、そこは、事前に、入学したときに学校の給食申込書と合わせて、児童手当の申し出も一緒にとっておられます。未納があったときには、わざわざ支給方法の変更をせずに、すぐに対応ができるということで、徴収率の向上にもつながっているとおっしゃっていました。これは未納に対してですが、主たる徴収方法としても、実際にこれを利用されているところもありますので、公会計とともにということで、先ほどおっしゃっていただきましたが、徴収方法の1つとして、また考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校給食費の公会計により見込まれる効果と課題について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 給食費の公会計化によりまして見込まれる効果といたしましては、先ほど御指摘もございました、教職員の負担軽減が上げられると考えております。大きな課題となっております教職員の働き方改革にも、一定の効果が見込まれるものと認識しております。

さらに、現金の取り扱いによります事故や不祥事などの未然防止にもつながるものと考えております。また、保護者にとりまして、市の指定金融機関等での納付や、口座振替が選択できるようになれば、相当の利便性の向上が図れるものと考えております。

一方で、課題といたしましては、他の先進自治体の例から、徴収率の低下が懸念されるところでございます。また、徴収に伴いますシステムの導入や運用にかかります経費、そしてまた、これらを担当いたします職員の配置なども必要となることから、それらへの対応も大きな課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） それでは次に、今回、文部科学省から公表されました、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインについて、冒頭に紹介させていただいたのですが、そこには大きく、学校給食費の公会計化等により見込まれる効果、先ほど部長がおっしゃっていただいたようなことですが、そして公会計化の進め方について記載されております。いろいろと課題も挙げていただいたのですが、その課題に対する対応策ということも、このガイドラインに書かれております。そのガイドラインを適宜参考として、学校給食費の公会計化の取り組みを一層推進していただきたいとの文部科学省からの通知に対する御見解をお

伺いたいと思います。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） ことしの夏に、今ございました、文部科学省から、学校給食費の徴収・管理に係る教職員の負担軽減を図るべく、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について、通知が出されているところでございます。先ほども申し上げましたが、新たに市が請求・徴収や管理業務を行うためには、給食費の徴収・管理システムの構築費や維持管理費が必要であること、またその徴収や管理にかかります職員配置が必要であること、先進地事例の収集を行うなど公会計化の取り組みについては、今後研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 平成 29 年 3 月に私は学校給食費の公会計化について、質問させていただいたのですが、そのときも、この課題をおっしゃってまして、これから考えていきますということだったのですが、なかなかやっぱり、人員配置ですとか、システム改修ですとか、お金もかかりますし、人員というのもそこに費やしていくというのは大変なことだと思います。しかし、今回、このガイドラインでは、公会計導入に当たってのこの準備、徴収方法などの留意点が記載されていて、あわせて、公会計の参考となるような先進自治体の事例も紹介されております。ガイドラインには、私会計から公会計に移行するには、準備期間に 2 年を設定するのが標準であると書かれてありました。2 年間の準備期間のうちに、想定されるスケジュールというのも、本当に具体的に細かく書かれているのが、今回のこのガイドラインなのですけれども、すぐにはできるようなものではないので、計画的にして、やっと 2 年でできるみたいなことを書かれていましたので、7 番目の最後の質問ですけれども、学校給食費の公会計化導入に向けての見通しについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 学校給食の公会計化につきましては、学校現場の負担軽減等について、十分配慮していく必要があると考えておりますが、先ほど来ありますように、新たに市が請求や徴収、管理業務を行うためには、給食費の徴収システムの構築や維持が必要になることや、その徴収や管理にかかる職員配置が必要であり、検討には一定の期間を要すると考えております。先ほどありましたように、最低でも 2 年程度はかかるのではないかなということ、私どもも認識しているところでございます。

加えまして、公会計化した場合の収納率の低下も懸念されるところであり、導入に向けましては、慎重に研究・検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 収納率が下がることが懸念されるということなのですが、現在、高

い徴収率を維持されているというのは、未納者に対して、現場の先生方が、督促や訪問で一
生懸命足を運んでくださっている、そういう成果があって、徴収率が高いところで維持され
ているのかなと思うのですね。そこが、今回問題になっていることですので、そのあたりを
またしっかり考えていただきたいと思っております。

学校現場を取り巻く環境が複雑・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中で、授業
改善のための時間ですとか、児童生徒に向き合う時間を確保することが重要であると思っ
ております。先生が本来業務に専念していただけるように、学校現場の負担をいかに軽減し
ていくか、その方策の1つとして、今回、公会計化ということで推進を促されておりますので、
将来を見据えて、計画的に導入していただけるように、御検討いただきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

次に、就学援助制度の拡充について、お伺いいたします。

就学援助制度は、小・中学校で学習するために必要な費用を負担することが困難な保護者
に対して、学用品費・修学旅行費・給食費などを助成する制度であります。国の2019年度
予算において、各市町村の支給額アップにつながる中学校の修学旅行費や新入学児童生徒学
用品費の単価引き上げなどが盛り込まれました。新入学児童生徒学用品費では、2019年度よ
り小学校は4万600円から5万600円へ、中学校では4万7,400円から5万7,400円に引き
上げられ、本市においても2019年度入学の児童生徒から対応いただき、入学前支給を申請
された方に対しても、2018年度内に引き上げ後の単価で一括支給を実施されたと伺いまし
た。迅速な対応をしていただきまして、ありがとうございました。

単価引き上げとともに、国においては、今年度から援助対象品目として、卒業アルバム代
が新たに追加されております。それを項目に入れる、入れないは自治体の判断となりますが、
全国的にも対象としている自治体がふえております。本市においても、援助対象とする考え
はないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 亀岡市におきましても、卒業アルバム代を支給対象として、小
学校や中学校、そしてまた義務教育学校におけます令和元年度の卒業生から支給する方向で
検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今年度は対象となっている児童生徒の数が、小学校が134名、中学校が149名と伺いまし
た。単価としましては、国が定めている、小学校1万890円、中学校8,710円というお考え
なのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 国が示されております単価を基準といたしまして、実費相当額
で支給できればと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） よろしく願いいたします。

それでは次に、就学援助制度の援助対象品目に学校給食費があり、本市においては、現在、小学校のみが対象となっております。支給方法といたしましては、就学援助の対象の御家庭でも、一旦給食費を学校の口座に納めていただき、実費相当分を各学期終了後に学校から御家庭に支給するという方法がとられております。学校給食費について、亀岡市教育委員会から学校の口座へ直接支給することにより、保護者負担をなくすことはできないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 準要保護の児童につきましても、原則、学校からの徴収時に学校給食費を納めていただく方法をとっているものでございます。一方で、就学援助費は、学期ごとに学校から報告されます食数をもとに、教育委員会から学校に支給し、その後、学校から保護者に支給されている状況でございます。仮に、保護者から給食費の支払いが難しいとの相談があった場合には、学校に支給した援助費を充てることも可能であることから、御家庭の事情に応じて、今後も柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、部長のほうから、各学校で御家庭の事情によって柔軟に対応していただいているということをお聞かせいただきまして、安心いたしました。実費分が後から支給されるといえども、保護者の負担というのはございますので、実際に市教育委員会から直接学校へ支給している自治体もあります。実施されている自治体に聞きましたら、支給方法の変更をしたからといって、システムの改修はなかったということをお聞かせいただきましたけれども、使っているシステムがそれぞれの自治体で違うかもしれませんので、そこは研究していただきまして、保護者の負担のない支払い方法に変更できるように、御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次にまいります。

中学校給食の完全実施を前提とした上での経過措置として導入されている選択制デリバリー弁当が、令和元年5月から、全中学校を対象に実施されています。現在、給食ではなく、昼食として位置づけられていることから、就学援助制度の対象となっておりますが、本市と同じ選択制デリバリー弁当であっても、就学援助制度の対象として取り扱っている自治体があります。本市においても、援助対象とすべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 亀岡市におきましては、現在、小学校・義務教育学校の前期課程における学校給食費につきましても、就学援助費の対象としているところでございます。

ただいま指摘のございました選択制デリバリー弁当における保護者負担金につきましても、助成ができるように、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 前向きに考えていただけるということだったのですけれども、平成30年12月には、亀岡市中学校給食の完全実施を求める意見書を提出させていただきまして、財源確保に努められる中で、法の趣旨に添った学校給食の完全実施に取り組まれるよう、強く要望したところであります。今回のこの質問は、本来ならば就学援助制度の学校給食費として、また、生活保護の教育扶助として支給されるべき御家庭に、現在、援助されていないと。この5月から、全校でデリバリー弁当が実施されましたので、今回は全校で実施されたということを踏まえまして、援助が必要な御家庭に援助されていない現状をどのように思われているかという視点で、質問させていただきました。前向きにということなのですけれども、時期的に、どういう形でということについて、何か言っていただくようなことはありますでしょうか。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 援助していくということになりますと、当然、予算も必要になってまいりますので、そういったものも踏まえて、適切な時期に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 適正な時期にと言っていたいただきましたので、できるだけ早い時期にお願いしたいと思っております。このままでは、中学校給食が完全実施されるまで、亀岡市が給食ではなく昼食であるという位置づけでいる限り、援助が必要な方に行き届かないということをお慮しておりましたので、きょう、質問させていただいたのですけれども、前向きに援助の形であらわしていただけるということで、答弁いただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは次に、肺がん検診受診率向上について、お伺いいたします。

日本では、がんに罹患する人が年々増加傾向にあり、生涯のうち、2人に1人が、がん罹患すると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって、重大な問題となっています。国立がん研究センターによりますと、2017年にがんで死亡した人は、37万3,334人に上り、そのうち死亡者数及び死亡率が最も高い部位は、肺との報告がなされ、男性は1位、女性は2位となっています。2016年8月に、国立がん研究センターは受動喫煙による肺がんリスクが1.3倍にふえるとの報告を発表し、国も2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、2018年7月には、受動喫煙防止法を成立させるなど、肺がん対策に向けた環境整備は、一歩ずつ前進している状況にあります。本市におきましても、昨年7月に、亀岡市路上喫煙の規制に関する条例が施行されました。

一方、厚生労働省が公表している 2017 年度、市町村が実施した肺がん検診の受診率は、全国平均で 7.4%にとどまっております。

そこでお伺いたします。

本市における肺がん検診受診率及び死亡者数の推移をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

亀岡市が実施している肺がん検診の受診率は、平成 29 年度では男性 3.7%、女性 7.5%、平成 30 年度では男性 2.8%、女性 6.0%でございます。なお、この受診率は、職場での検診や人間ドックなど、市の検診以外で受診されている人は含んでいない状況でございます。

死亡者数につきましては、気管支及び肺の悪性新生物による死亡者数として、現在、把握しているものは、京都府保健福祉統計によりますと、亀岡市内では平成 25 年に 49 人、平成 26 年に 50 人、平成 27 年に 50 人となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、市長のほうから、本市の現状を聞かせていただきました。

日本対がん協会によりますと、医療技術の進歩に伴い、肺がんも早期のうちに発見・治療すれば、約 8 割が治る時代になっているとのこと。肺がんの 5 年生存率は、臨床病期 1 期で 82%、2 期で 50.2%、3 期で 21.3%、4 期で 4.9%と、がんが発見できても、臨床病期が進んでいる状態で見つかった場合は、それだけ 5 年生存率が下がっているという状況です。無症状のうちに検診を受診した人は、早期の肺がんが発見される可能性が高いことから、肺がん検診の受診率向上が非常に重要となっております。

そこで、本市における肺がん検診受診率向上への取り組みについて、お伺いしたいと思います。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 職場などで検診を受ける機会のない市民にとって、肺がん検診を受診して早期発見につながるよう、がん検診ガイドの全戸配布や、広報紙・ホームページ等、さまざまな機会を通じて啓発し、また、ほかのがん検診と同時に受診できるよう、受診機会を設定する等の取り組みをいたしているところでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） さまざまな取り組みを紹介いただいたのですけれども、本市では、平成 29 年度から正式に特定健診と肺がん検診を含むがん検診の集団セット健診を実施されております。その効果について、お伺いしたいと思います。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 特定健診とがん検診について、セットで申し込みを受け付けているところではありますが、集団セット健診の申込者数は、平成 29 年度で 547 人、平成 30 年度で 775

人、令和元年度で 892 人と、年々増加しており、ほとんどの方が肺がん検診も同時に申し込んでおられる状況でございます。

一方、肺がん検診の全体の受診者数は、過去 5 年間の推移を見ますと、平成 26 年度が 3,035 人、平成 27 年度が 3,269 人、平成 28 年度が 2,760 人、平成 29 年度が 3,341 人、平成 30 年度が 3,110 人となっており、年度による変動が見られ、集団セット健診の効果が明確に示せるものではありませんが、特定健診とがん検診を同時に申し込み、受診できるという利便性は高まったと考えているところでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは次に、肺がん検診の受診形態には、集団検診と個別検診がありますが、本市では、集団検診のみの実施となっております。集団検診では、肺がん検診以外のがん検診も一度に受診できるということで、利便性を感じておられる方もいらっしゃいますし、助かるというお声も聞くところではありますけれども、一方で、集団検診の日程が合わずに、自分のタイミングで受診できる個別検診を希望するお声も聞いております。その個別検診の導入に対する本市の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 亀岡市では、業者への委託による集団検診で肺がん検診を実施しているところでありますが、国が推奨する指針において、肺がん検診は 2 名以上の医師による読影を必要としており、うち 1 名は肺がんの診療に携わる医師であることなど、精度を保つための基準が定められており、個別の医療機関で検診をする場合、その体制を確保することが困難な状況であり、現段階では導入は考えていないところであります。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、現段階では考えておられないということで、御答弁いただいたのですけれども、人口規模が違うのですけれども、東大阪市では、平成 26 年 9 月から、この肺がん検診の個別検診を導入されました。平成 25 年度の受診率は 2.1%、導入された平成 26 年度は 8.8%、平成 27 年度は 14.7%と、受診率向上につながったそうです。集団検診の受診者数というのは、毎年約 3,000 人ということで、変わらないそうなのですけれども、個別検診を受診された方が、平成 26 年度で 9,725 人、平成 27 年度で 1 万 8,744 人と、多くの方が新たに受診されているということを伺いました。自分のタイミングで受診できることが大きな要因であると言われていたところです。

先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、読影を二重に行わないといけないということで、なかなか医療機関を確保することが難しく、実施することが困難だということをお聞きさせていただいたのですけれども、受け皿となる医療機関の課題は、あるかと思うのですけれども、広域連携で医療機関を確保することで、府等に声をかけていただいて、そういう中でしっかりと働きかけていただきたいと思います。胃がんにしても、やっぱり受けていただける医療機関がないので、今、胃カメラで検診できるようになったのですけれども、それも

受け入れていただけないので、検診の中に入っていないのですね。やっぱり広域で、働きかけていただいて、受け入れの医療機関を探していただくということも1つかと思いますので、またその辺も、働きかけのほう、よろしく願いいたします。

次に、現在、集団セット健診申込書については、特定健診の受診は必須となっておりますが、がん検診については、自分が受けたいものを選択するオプトイン方式がとられております。がん検診申込書についても、同様の方式となっております。集団セット健診申込書、がん検診申込書について、どのがん検診を受けるかを選択するオプトイン方式ではなく、どうしても受けたくないものを選ぶ、オプアウト方式を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） オプアウト方式であります。希望しない検診のみ意思表示する方式であり、積極的に受ける意思のない検診であっても、受診につなげられるというメリットがあります。集団セット健診でオプアウト方式を取り入れた経過がございますが、自分の意思で選択したという意識に欠けるために、受診や検診結果への関心が薄まり、また、医療機関で受ける個別検診と重複して申し込まれるというデメリットもあったことから、現在のところ、主体的に検診を受けていただくよう、希望する検診を選択する方式としていただいております。オプアウト方式での申し込みを実施することは、現在のところは考えていないところでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） それでは次に、本市では現在、紙ベースの申し込みでしか受け付けをしていない状況ですけれども、紙ベースを残しつつ、新たな層の受診者の開拓も期待する中で、インターネットによる検診の申し込みも可能にするなど、申し込み方法を改善する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 現在、がん検診の申し込みは、肺がん検診を初めとする集団検診については、はがきまたは封書で、郵送もしくは来所による申し込みとなっております。御質問いただいておりますインターネットを通じた申し込みについては、京都府内においては、京都府が提供するウェブ申し込み環境整備事業のシステムを活用し、試行的に実施している市町がある現状でございます。

申し込み方法の選択肢がふえることによる課題も想定されるではありますが、新たな受診者層の拡大につながる等の効果も予想されるところであり、他市の事例等を収集しながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。前向きに御検討のほう、よろしく願いいたします。

肺がんも早期発見すれば、8割の方が完治すると言われております。そのことから、肺がん検診の受診率を高め、早期発見、早期治療を促進することは、市民の健康維持のために大変重要であります。肺がんから市民の命を守るため、検診を受けやすい環境整備のさらなる取り組みをお願いいたします。

それでは最後に、小児がん「網膜芽細胞腫」の早期発見への取り組みについて、お伺いいたします。

我が国における小児の死亡原因の第1位はがんとなっています。小児がんの中には、網膜芽細胞腫という網膜に悪性腫瘍が発生する目のがんがあり、出生児の1万5,000人から1万6,000人に1人の割合で発症すると言われております。通常の場合、網膜に腫瘍ができると視力が低下しますが、乳幼児は物が見えにくくなったことをうまく伝えることができないため、発見されたときには進行している場合も少なくありません。ある程度、進行すると、目が白く光って見える白色瞳孔や、左右の眼球の向きが合っていない状態、斜視の症状があらわれ、こうした症状に家族が気づいて受診される場合が多く、95%が5歳までに診断されます。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方針で治療することが多いそうです。そのためにも、早期発見が何よりも重要となります。

そこでお伺いいたします。

網膜芽細胞腫を含む小児がん早期発見への本市の取り組みについて、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） こども未来部長、お答え申し上げます。

がんの早期発見に向けた取り組みとしましては、先ほどの質問にもございましたが、胃がんや乳がん等、6種類の検診を実施するとともに、生活習慣病予防の健康教育を実施していますが、小児がんにつきましては実施しておりません。本市では現在、妊娠された方に配布しています母子健康手帳での啓発や乳幼児健康診査において、早期発見に取り組んでおります。母子健康手帳には、厚生労働省が定める母子健康手帳記載事項があり、必須事項として、3～4カ月ごろと6～7カ月ごろの保護者記録ページに、網膜芽細胞腫を含む眼科疾患の有無を確認する項目があり、早期に異常を発見し、医療機関を受診するよう啓発しております。

また、母子保健法に基づく乳幼児健康診査のうち、3歳児健診では、保護者の問診票に、眼科医会が監修いたしました網膜芽細胞腫のスクリーニング項目を記載しており、医師の診察と合わせて、病気の早期発見に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

本市では、3カ月、11カ月、1歳6カ月、3歳児に乳幼児健康診査が実施されております。小児科の医師による診察も行われ、健康診査票の中には、目についての診察、所見欄もあります。具体的にチェックする項目として、乳幼児健康診査の医師の診察項目に、白色瞳孔や斜視を追加できないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 斜視につきましては、全ての乳幼児健康診査の医師の診察項目に、既に含まれておりますが、白色瞳孔につきましては、現在含まれておりません。診察項目に新たに追加をする場合は、亀岡市医師会の小児科医を含め構成しております乳幼児健康診査等対策会議におきまして、その必要性を検討・協議した上で決定していくこととなりますので、今年度中に開催いたしますその会議で、提案してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

斜視については、もう既に項目の中に入っているということで、確認させていただきました。白色瞳孔については、現在、項目に入っていないということで、今後、この対策会議の中で議題として上げていただけるということですが、先ほど、部長からも紹介いただきましたが、母子手帳の6カ月から7カ月児の健診で、保護者が記録するページがあるのですけれども、そこには、瞳が白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがあるか、チェックする項目があります。そして、そのような症状が見られた場合には、速やかに眼科への受診を勧める文章も掲載されております。そのことから、白色瞳孔というのは、早期発見には重要なチェック項目だということがうかがえます。たとえ人数が少なくとも、発症すれば、子どもとその家族の人生が大きく左右されますので、この医師の健康診査票の中にも、チェック項目として、ぜひこの白色瞳孔を追加していただけるように、この会議の中でしっかりと取り上げていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、乳幼児健診時に、保護者が記入する問診票があるのですけれども、先ほども紹介いただいた、3歳児には、こういう白色瞳孔を疑うようなチェック項目がありますが、それ以外の健診時の問診票には入っておりません。早期発見が必要な病気ですので、ほかの健診時の問診票にも入れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 3歳児以外の問診票にも記入をとということですが、先ほど申し上げました、小児科医などとも今後相談させていただきまして、あわせて検討を行っていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 早期発見につながる体制をしっかりとつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

早期発見には、家庭における気づきが重要になってきます。決して不安をあおるということではなく、実際に網膜芽細胞腫の症状例である白色瞳孔や斜視の写真を目にしていただいて、知っておくことは重要なことだと思います。そこで、乳幼児連れの方がよく出入りする保健センターや子育て支援センター、図書館などに、ポスターの掲示や冊子の設置などを行い、意識啓発を図ることが早期発見には有効であると考えますが、御見解をお伺いいたしま

す。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 本市では、母子健康手帳の配布時や乳幼児健診での保健指導時等、機会あるごとに、保護者の記入ページの各項目は、対象時期に必ず確認し、有効利用するよう啓発しているところでございます。今後は、網膜芽細胞腫が小児慢性特定疾病の1つであるため、その窓口であります南丹保健所と連携を図りながら、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 北海道深川市では、網膜芽細胞腫は、保護者の方が発見できる、気づけるがんなので、新生児の家庭訪問の際にも、日本視能訓練士協会が作成した目の健康チェックシートを渡して、網膜芽細胞腫の症状であることをお伝えしながら、目の異常が発見できるよう指導されております。この1つの病気に特化したということではなく、気づけるがんということで、ここではポスターを貼ったり、またチラシの配布やホームページの掲載もされておりますので、そしてそういうことをしながら、この病気の周知を図っていると聞かせていただきました。決して1つの病気に特化するのではなく、早く発見できるものはしていきたいなという思いで、質問させていただきました。

早期発見が大切な理由と言われていましたことを、ちょっと紹介させていただきます。早期に発見すれば、眼球を摘出せず治療ができる。そして、2点目に、早期であればあるほど、治療の選択肢がふえる。そして3点目に、転移の危険性を防ぐことができると言われておりました。進行すると命を脅かす危険性がある一方で、早期に発見・治療すれば、高い確率で治癒ができるがんでもあります。本市におきましても、早期発見につながる取り組みを積極的に進めていただきますように要望いたしまして、私の全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。